

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

b. IT 実装支援

取引先との受発注・請求業務等について、IT ツールの活用による業務効率化を進めるとともに、データの共有・標準化を通じて、サプライチェーン全体の生産性向上に取り組みます。

f. BCP/事業継続

災害や緊急時においても安定した取引を継続できるよう、自社の事業継続体制の整備を進めるとともに、
取引先に対しても必要な情報共有や助言を行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当社は、原材料費や労務費等の上昇について、取引先との協議を行い、
適切な価格転嫁が行われるよう努めます。

また、取引条件については、サプライチェーン全体の共存共栄の観点から、
必要に応じて見直し・改善に取り組みます。

2026年1月5日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

新館建設株式会社

代表取締役新館豊浩

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。